

令和8年度

高齢者新型コロナワクチン定期接種を受ける方へ

7,800円の自己負担があります

●令和8年度の自己負担額は「7,800円」です。

※予防接種費用は総額16,000円程度かかります。およそ半分を市や町が負担しています。

- 7,800円で接種できるのは「令和8年10月から令和9年3月までの間」で「1回限り」です。それ以外の接種は全額自己負担となりますのでご注意ください。

新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルスによる感染症で、ウイルスが変異するので流行を繰り返しています。感染経路は、飛沫感染（ウイルスを含んだ咳、くしゃみ、飛沫などを吸入して感染すること）が中心ですが、閉鎖空間でエアロゾル（小さな粒子）により感染することもあります。接触感染（ウイルスがついた物や指で目、鼻、口に触って感染すること）もあり得ますが、頻度は低いとされています。

主な症状は、発熱、喉の痛み、咳などで、高齢者の重症化リスクが高いと言われています。

予防方法は、ワクチン接種、換気、3密（密閉・密集・密接）回避、マスクの着用、石けんを使った手洗い、アルコール消毒が有効とされています。

定期接種対象者

- 接種当日に65歳以上の方
- 接種当日に60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の重い病気で障がいがある方など

予防接種は義務ではありません。ご本人が接種を希望される場合にのみ行います。

「ご本人の意思確認が困難な場合」や「同意書に署名がない場合」は、ご家族の方などによってご本人の意思確認をしていただく必要があります。ご本人の意思が確認できない場合は、予防接種法に基づく接種を受けることはできません。

予防接種を受けることができない人

- 明らかに発熱のある方（接種場所で測定した体温が37.5度以上）
- 重篤な急性疾患にかかっている方
- 前回の新型コロナワクチン接種から既定の期間を経過していない方
- 過去の新型コロナワクチン接種でショックやアナフィラキシー、重度のアレルギーなどがみられた方
- その他、医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した方



予防接種を受ける前に

予防接種の必要性や副反応などについてよく理解しましょう。気になることやわからないことがあれば、予防接種を受ける前にかかりつけの医師や看護師などにお尋ねください。十分に説明を聞き、予防接種によるリスク（危険性）とベネフィット（有益な効果）を理解したうえで判断をしてください。

予診票は、接種医への大切な情報ですので接種を受けるご本人が責任をもって正確に記入してください。特に**被接種者自署（氏名）は、原則ご本人が記入**してください。

【△注意 △次の項目に当てはまる方は、接種を受ける前に必ず医師に相談してください。

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患、発育障がい、その他慢性の病気で治療を受けている方
- ②今までに、けいれんを起こしたことがある方
- ③抗凝固治療を受けている方や、血小板減少症または凝固障がいがある方
- ④免疫不全の方や、先天性免疫不全症の近親者がいる方
- ⑤新型コロナワクチンの成分に対してアレルギーがあるとされたことがある方
- ⑥今までに、予防接種後2日以内の発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑う症状がみられた方

予防接種を受けた後の注意点

- 接種後30分間は急な副反応が起こることがあります。医療機関と連絡を取れるようにしてください。
- 接種当日は基本的にいつも通りの生活をして構いませんが、激しい運動や飲酒は避けてください。
- 接種後数日の間は、胸の痛み、息切れ、ぐったりするなどの症状に特に注意してください。

予防接種の副反応

- 注射の痕の腫れや痛み、頭痛、体のだるさ、筋肉痛、悪寒、関節痛、発熱などがみられることもありますが、通常2～3日の内に治ることがほとんどです。
- 心筋炎や心膜炎が疑われる症状（胸痛、動悸、むくみなど）や、ギラン・バレー症候群が疑われる症状（手足に力が入りにくい、しびれなど）があらわれたら、速やかに医療機関を受診してください。
- 非常にまれですが、アレルギーやショック、じんましん、呼吸困難などがあらわれる場合もあります。

副反応が起こった場合

まずは「接種を受けた医療機関」または「かかりつけ医」に連絡し、受診してください。
ご不明な点がある場合や、健康被害救済制度の説明を受けたい場合は、下記へお問い合わせください。

定期予防接種には健康被害救済制度が設けられており、「予防接種が原因の健康被害である」と国から認定された場合には、医療費や医療手当などが給付されます。

お問い合わせ先 (住民票所在地へお電話ください)	古賀市（健康介護課） 092-942-1151	宇美町（健康課） 092-934-2243
	篠栗町（健康課） 092-947-8888	志免町（健康課） 092-935-1484
	新宮町（健康福祉課） 092-962-5151	須恵町（健康増進課） 092-932-1151
	久山町（健康課） 092-976-3377	粕屋町（健康づくり課） 092-938-0258